

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

CT設備が無い保険医療機関が 別の保険医療機関へ撮影依頼をした場合

CT撮影が必要な事例において、自院にCT設備がないため、他の医療機関にCT撮影を依頼する際の取り扱いを解説する。

撮影のみ依頼する場合、撮影と診断を依頼する場合により、取り扱いが異なるためご注意ください。

患者：19歳・男性

主訴：左下の奥が腫れている。歯肉から血がでる。

所見：8 部に腫脹あり。全顎的に歯肉が発赤、腫脹が見られる。

傷病名：8 HIT, Perico 7=7 G

月日	部位	療法・処置	点数
12月1日		初診	234
		8 に腫脹が見られる。全顎的に歯肉が発赤し、腫脹が見られる。	/
	8	パノラマX-Ray 注①	402
		8 水平埋伏歯の根尖と下歯槽管が重なる。	/
		8をSP (H ₂ O ₂)、アクリノールで洗浄。上下顎全歯には急性症状がないため、歯周病検査を行う。	/
	7=7	P基検 (別紙記載)	200
		口腔内写真検査	10×5
		歯管	110
		歯周治療を行う管理計画を説明し、患者の同意を得る。歯周病の原因とブラーク等の除去方法を説明。	/
	7=7	SC	66+38×2
		P基処 (H ₂ O ₂)	10
12月8日		再診	45
		前回処置後、違和感はなく、歯肉発赤に改善あり。	/
		8 の抜歯に同意が得られたが、根尖と下歯槽管が近接しているため、他院にてCT撮影を行う必要性を説明し、患者の同意を得る。注②	/
	7=7	SC	66+38×2
	7=7	P基処 (H ₂ O ₂)	/
		診療情報提供料 (I) 注③	250
		近隣のA歯科診療所へCT撮影を依頼。撮影後の診断は自院で行うと説明。	/
12月15日		再診	45
		前回処置後、違和感はないとのこと。	/
	8	歯CT 注④・⑤	1170
		根尖は下歯槽管と離れている。	/
		次回抜歯することを患者に説明し、同意を得る。	/
	7=7	P基検 (別紙記載) 注⑥	100
		ポケットのほか、ブラークコントロールや炎症症状が改善。	/
12月21日		再診	45
		特に体調には問題はないとのこと。	/
	8	OA(コーパロ 歯科用表面麻酔液6%) + 伝麻(歯科用キシロカイン0.8ml) 注⑦	42+7
		埋伏歯抜歯 (手術内容等 略)	1050+100
		処方せん	68
		①フロモックス錠100mg 1回1T 1日3回 3日分	/
		②ボルタレン錠25mg 1回1T 疼痛時 5回分	/
12月22日		再診	45
	8	腫脹 (+)、痛み (やや+)。洗浄。	/
12月27日		再診	45
	8	腫脹 (-)、痛み (-)。洗浄。抜糸	/

《解説》

注① レセプトの摘要欄に、「嘔吐反射が強いパノラマ撮影」などパノラマ撮影を行った理由を記載することが望ましい。

注② 歯科用3次元エックス線断層撮影は、歯科エックス線撮影またはパノラマ断層撮影で診断が困難な場合であって、画像撮影の必要性が十分認められる以下のいずれかを3次的に確認する場合に算定できる。

なお、歯科用3次元エックス線断層撮影とは、部位限定エックス線CT診断装置、またはアーム型エックス線CT診断装置を用いて局所的な撮影を行い、歯科疾患を3次的に確認する撮影をいう。

○歯科用3次元エックス線断層撮影の適応

埋伏智歯など下顎管との位置関係
顎関節症など顎関節の形態
顎裂など顎骨の欠損形態
腫瘍など病巣の広がり
その他、歯科用エックス線撮影または歯科パノラマ断層撮影で確認できない位置関係や病巣の広がりなどを確認する特段の必要性が認められる場合

注③ 自院に画像診断の設備がないため、別の保険医療機関（開設者が同一であるなど特別の関係を除く）に対し、診療状況を示す文書を添えて実施を依頼した場合は、診療情報提供料 I 250点が算定できる。

カルテには、交付した文書の写しを添付する。

注④ 依頼先の保険医療機関（本症例ではA歯科診療所）が単に画像診断の設備提供に留まる場合、自院で画像診断等に係る点数を算定するが、依頼先の保険医療機関では初診料、画像診断料、診療情報提供料 I などの点数は算定できない。この場合、依頼元の保険医療機関（本症例では自院）は依頼先と合議の上、費用の清算を行う。

なお、本症例とは異なるが、依頼先が画像診断の判読を含め依頼を受けてその結果を依頼元へ文書で回答した場合、自院で画像診断等に係る点数を算定できないが、依頼先では初診料、画像診断料、診療情報提供料 I などの点数を算定できる。（なお、依頼先ではデンタル撮影等をせずに、CT撮影のみ行うものと思われる。よって、依頼先においては、レセプトの摘要欄には「他院の依頼によりCT撮影を実施」など、状況が分かるよう記載をすることが望ましい。）

○撮影依頼の仕方とCT撮影に係る保険請求の取り扱い

(撮影のみ依頼した場合の依頼元の保険請求等の取り扱い)

CT撮影の点数を算定する。更に、依頼先の保険医療機関に、合議の上でCT撮影の費用を支払う。

(撮影と画像診断の判読を依頼した場合の依頼元の保険請求等の取り扱い)

CT撮影の点数は算定しない。

注⑤ カルテには、画像診断の所見を記載する。

注⑥ 前回検査後1カ月以内に行った検査のため、所定点数の50/100で算定する。

注⑦ 埋伏歯抜歯 (1,050点)は、骨性の完全埋伏歯 (CRT) または歯冠部が2/3以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯 (HIT) の場合に算定できる。Perico病名だけでは、埋伏歯抜歯 (1,050点) は算定できない。

なお、下顎完全埋伏智歯または下顎水平埋伏智歯を抜歯した場合は、1,050点に100点を加算する。

* 実態に即してご請求下さい *